



平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 藤和不動産株式会社
代表者名 取締役社長 杉浦 重厚
(コード番号 8834 東証第 1 部)
問合せ先 広報 IR 室長 大出 東洋
(TEL. 03-3272-6345)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 30 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更(株券電子化)されたことから、株券の存在を前提とした規定の削除、附則の新設等所要の変更を行なうものであります。
なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (2) 株券電子化を機に、当社の株式に関する手数料を無料化したことおよび株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規程に定めることを明確にするため、現行定款第 13 条(株式取扱規程)において所要の変更を行なうものであります。
- (3) 平成 21 年 2 月 5 日に締結した当社と三菱地所株式会社との株式交換契約の効力が発生いたしますと、当社の株主は株式交換完全親会社である三菱地所株式会社 1 名となります。現行定款第 14 条(基準日)の規定は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するために設けた規定ですが、その必要性を失うこととなりますので、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 14 条(基準日)の規定を削除するものであります。
- (4) その他条数の変更、字句の修正等所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 30 日(月)(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 30 日(月)(予定)

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、全ての種類の株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 [条文省略]</p> <p><u>2</u> 当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) [条文省略]</p> <p>(4) [条文省略]</p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p>第11条 [条文省略]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 [条文省略]</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>[削除]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 [現行のとおり]</p> <p>[削除]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) [現行のとおり]</p> <p>(2) [現行のとおり]</p> <p>(3) [現行のとおり]</p> <p>(4) [現行のとおり]</p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p>第10条 [現行のとおり]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 [現行のとおり]</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき60円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を支払うものとする。ただし、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)またはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先株式1株につき72円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金(以下「E種優先配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第16条 [条文省略]</p>	<p>[削除]</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行なうときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき60円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を支払うものとする。ただし、E種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)またはE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先株式1株につき72円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金(以下「E種優先配当金」という。)を支払うものとする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 [現行のとおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式の償還請求) 第17条 〔条文省略〕 (強制償還) 第18条 〔条文省略〕 ①平成19年8月1日から平成19年8月31日までの期間 当該期間内に第17条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、3分の1相当額を限度とする ②平成20年8月1日から平成20年8月31日までの期間 当該期間内に第17条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、半額相当額を限度とする ③平成21年8月1日以降、毎年8月1日から8月31日までの期間 当該期間内に第17条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、全額相当額を限度とする (優先株主の議決権) 第19条 〔条文省略〕 (株式の併合または分割、新株の割当てを受ける権利等) 第20条 〔条文省略〕 (転換請求権) 第21条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換(取得と引換えに<u>当社</u>の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。 (強制転換) 第22条 〔条文省略〕 (優先順位) 第23条 A種優先株式ないしE種優先株式(以下「各種優先株式」と総称する。)間の相互の優先配当金(E種優先株式については、E種優先配当金にE種優先株式累積未払配当金を合算した金額とする。)の支払順位ならびに第16条に規定する残余財産の分配順位は、以下に定めるところによる。すなわち、剰余金の配当額が、各種優先株式の発行に際してそれぞれ決定された1株当りの優先配当金(以下「各種優先株式優先配当金」という。ただし、E種優先株式については、E種優先配当金にE種優先株式累積未払配当金を合算した金額とする。)に現存する各種優先株式の株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合は、各種優先株式について支払う1株当りの優先配当額が各種優先株式優先配当金に比例する方法により優先配当を行なう。また、残余財産の分配可能額が、第16条に規定する各種優先株式に関する1株当りの残余財産分配額に現存する各種優先株式の株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式について支払う1株当りの分配額が第16条に規定する各種優先株式に関する1株当りの残余財産分配額に比例する方法により分配を行なう。 第24条ないし第30条 〔条文省略〕 (種類株主総会) 第31条 第26条、第28条および第29条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(優先株式の償還請求) 第15条 〔現行のとおり〕 (強制償還) 第16条 〔現行のとおり〕 ①平成19年8月1日から平成19年8月31日までの期間 当該期間内に第15条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、3分の1相当額を限度とする ②平成20年8月1日から平成20年8月31日までの期間 当該期間内に第15条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、半額相当額を限度とする ③平成21年8月1日以降、毎年8月1日から8月31日までの期間 当該期間内に第15条第6項に定める償還請求権の行使により償還されたE種優先株式の償還価額の総額を、E種優先株式償還可能限度額から控除した後の残高の、全額相当額を限度とする (優先株主の議決権) 第17条 〔現行のとおり〕 (株式の併合または分割、新株の割当てを受ける権利等) 第18条 〔現行のとおり〕 (転換請求権) 第19条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換(取得と引換えに<u>当会社</u>の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。 (強制転換) 第20条 〔現行のとおり〕 (優先順位) 第21条 A種優先株式ないしE種優先株式(以下「各種優先株式」と総称する。)間の相互の優先配当金(E種優先株式については、E種優先配当金にE種優先株式累積未払配当金を合算した金額とする。)の支払順位ならびに第14条に規定する残余財産の分配順位は、以下に定めるところによる。すなわち、剰余金の配当額が、各種優先株式の発行に際してそれぞれ決定された1株当りの優先配当金(以下「各種優先株式優先配当金」という。ただし、E種優先株式については、E種優先配当金にE種優先株式累積未払配当金を合算した金額とする。)に現存する各種優先株式の株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合は、各種優先株式について支払う1株当りの優先配当額が各種優先株式優先配当金に比例する方法により優先配当を行なう。また、残余財産の分配可能額が、第14条に規定する各種優先株式に関する1株当りの残余財産分配額に現存する各種優先株式の株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式について支払う1株当りの分配額が第14条に規定する各種優先株式に関する1株当りの残余財産分配額に比例する方法により分配を行なう。 第22条ないし第28条 〔現行のとおり〕 (種類株主総会) 第29条 第24条、第26条および第27条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条ないし第38条〔条文省略〕 (取締役会規程)</p> <p>第39条 取締役会については法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第40条ないし第46条〔条文省略〕 (監査役会規程)</p> <p>第47条 監査役会については法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第48条ないし第50条〔条文省略〕 (剰余金配当の基準日)</p> <p>第51条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(優先株主を含む。)または登録株式質権者(優先登録株式質権者を含む。)に対し、剰余金の配当を行なう。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第52条〔条文省略〕</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕 〔新設〕</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p>	<p>第30条ないし第36条〔現行のとおり〕 (取締役会規程)</p> <p>第37条 取締役会については法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第38条ないし第44条〔現行のとおり〕 (監査役会規程)</p> <p>第45条 監査役会については法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第46条ないし第48条〔現行のとおり〕 (剰余金配当の基準日)</p> <p>第49条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(優先株主を含む。)または登録株式質権者(優先登録株式質権者を含む。)に対し、<u>金銭による剰余金の配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第50条〔現行のとおり〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>